

# 住みよいまちづくりの費用に充てる 新設 都市計画税のあらまし

本市は、昭和28年4月の片町付近の大火をはじめとする数度の大火に見舞われ、市街地の大半を焼失しましたが、被災者はじめ市民の皆さんの深い理解と協力により被災地の土地区画整理事業さらには道路、橋梁、公園、下水等の都市計画事業も順調に進められ、健康で快適な市民生活の基盤造りに努めてきました。これには膨大な一般財源が使われてきましたが、過去数度の災害の教訓を基に更に将来的展望に立ち、住みよいまちづくりとしての機能と環境を整備する都市計画事業は最も重要な仕事のひとつであります。これらの事業を進めるには多くの費用と時間を必要としますが、一般財源には限度があり、このため都市計画事業だけに使われる「都市計画税」を新設することとし、12月定例会に提案、慎重審議の結果3月定例会において議決されました。以下、本税のあらましを説明して、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



## 税の目的と課税区域

都市計画税が他の市税と違う点は、税収入を都市計画事業の費用以外には使用できないという特定の目的を持った目的税であることです。

地方税法第702条には「都市計画区域として指定されたものうち市街化区域内に所在する土地、家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができ」と明示されております。本市の場合市街化区域が設定されておらず、都市計画法に基づき定められている用途地域を課税範囲として、「用途地域に所在する土地又は家屋に対し、その価格

を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する」と条例で定めております。次に、その区域について大まかに説明しますと、東西では東台付近から商業高校付近まで、南北では狐台付近から釈迦内旧国道とバイパスの合流点付近までを課税区域と定め、この区域内の土地、家屋について、その年の1月1日現在の所有者が課税の対象者となります。

## 課税標準額について

都市計画税の計算の基礎となる課税標準額は、その年の1月1日現在の評価額により、固定資産税のように土地では住宅用地の軽減、家屋では床面積が

100平方メートル以下の新築住宅の減額等の特例がありません。また、市ではその年の1月1日現在の固定資産課税台帳を特別の事情がある場合を除き毎年3月1日から3月20日まで市役所税務課で縦覧に供しておりますが、都市計画税については固定資産税とあわせて賦課し、徴収することになっており、課税の基礎は固定資産課税台帳により、52年度に限り都市計画税の課税台帳は縦覧に供しませんのでご了承ください。

## 税率は0.15%

税率は課税標準額の100分の0.15です。例えばその年の1月1日現在の土地、家屋の課税標準額の合計額が100万円の方ですと年税額は1,500円になります。

## 免税点と減免

都市計画税の免税点は、固定資産税が免税点（課税標準額が土地15万円、家屋が8万円未満）以下で課税されない場合は、都市計画税の課税標準額が固定資産税の免税点を超えたとしても、固定資産税同様に課税されません。

また、災害や生活困窮のため公私の扶助を受ける方で固定資産税が減免された場合は自動的に都市計画税も減免されます。

## 人事異動

4月1日付 課長補佐以上

- ( )内は前職
- 総務課長 丸屋 惲 (監査事務局長)  
花矢支所長 田面木敏夫  
(中央公民館長)  
監査事務局長 石井景紀 (出納室長)  
出納室長 工藤留蔵 (税務課参事)  
中央公民館長 伊多波浩政  
(教委・社会教育課参事)  
土木課参事 山田勲 (都市開発課参事)  
管財課参事 渡辺二郎 (土木課長補佐)  
教委・社会教育課参事 藤本吉雄  
(福祉事務所長補佐)  
財政課長補佐 佐藤博信  
(教委・社会教育課長補佐)  
収納課長補佐 片岡俊雄  
(財政課長補佐)  
福祉事務所長補佐 藤盛健吉  
(老人ホーム所長補佐)  
税務課長補佐 山内義則  
(税務課固定資産税係長)  
都市開発課長補佐 阿部信一  
(都市開発課建築係長)  
収納課長補佐 成田秀雄  
(収納課第一係長)  
老人ホーム所長補佐 竹村康吉  
(管財課用地整理係長)

## 納期は年4回で

納期については、通常の場合ですと固定資産税と一緒に一枚の納税通知書で納めていただく(あわせ納税という)のですが、この場合の納期は、  
第1期 4月1日 ~ 4月30日  
第2期 7月1日 ~ 7月31日  
第3期 12月1日 ~ 12月25日  
第4期 2月1日 ~ 2月末日  
となりますが、52年度分については、議会の議決が3月22日であったことから事務処理の関係上、固定資産税とは別に、

第1期 7月1日 ~ 7月31日  
第2期 9月1日 ~ 9月30日  
第3期 12月1日 ~ 12月25日  
第4期 2月1日 ~ 2月28日  
以上の納期となりますのでよろしく願います。

以上が都市計画税のあらましですが、この税の新設によって市民の皆さんには税負担の増をお願いすることになりますが、よりよい生活環境の基盤づくりのための本税に皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## <大館都市計画事業概要>

事業名	事業年度	内容
公園新設事業 (長根山運動公園)	46 ~ 54	面積 11.7ha、野球場、陸上競技場、テニスコート、駐車場、修景施設、便益施設、管理施設
墓園事業 (小柄沢墓園)	46 ~ 54	面積 21.7ha、墓所 3,000基、修景施設、管理施設、給水施設
下水道事業 (舟場都市下水道)	46 ~ 53	延長 1,990m、幅 2.4~2.9m、排水区域 106ha
下水道事業 (長木川第4都市下水道)	50 ~ 54	延長 810m、幅 1.0m~1.9m、排水区域 40ha
街路事業 (沼館線舗装新設)	52 ~	延長 602m、幅9m、新規要望中
大館火災復興土地区画整理事業	31 ~ 53	面積 31.1ha、要年度延長
御成町土地区画整理事業	43 ~ 52	面積 21.78ha、要年度延長

※ 事業終了年度は国・県の予算の関係で変更される場合もあります。

## 大館市史第2巻

### 「近世編」を予約受付中

市では、昭和45年から市史編纂事業をすすめてきましたが、このたび全5巻のうち第2巻「近世編」一江戸時代一が刊行の運びとなりました。つきましては、広く市民の皆さんに購読していただきたく、今その予約受付をしております。本の内容等については広報2月号でもお知らせしましたが、詳しくは市史編纂委員会(43-0706)へお問い合わせください。

### <申込み方法と申込み先>

ハガキに住所、氏名、電話番号、申込み部数を明記のうえ5月31日まで大館市宇中城20 大館市役所内「大館市史編纂委員会」へ

## 国保情報

No.21

## 国民健康保険税が上がります

広報4月号でお知らせしましたように、52年度の国民健康保険税が51年度に比較して31.4パーセント引き上げられます。

これを数字で示しますと次のとおりです。

	(51年度)	(52年度)	(引上額)
1世帯平均	63,351円	83,216円	19,865円
1人平均	21,117円	27,845円	6,728円

### <国民健康保険税の上がる理由>

保険税の算出方法は「支出見込み総額から税を除く収入見込み総額を差引いた残りが保険税」となりますので医療費が上ればそれに伴って税も上がることになります。52年度の国保予算は15億8,911万5,000円、このうち医療費は14億5,884万6,000円で予算の91.8パーセントを占めております。50年度決算と比較しますと3億8,465万9,000円の増で

51年度決算見込みとの比較では1億5,771万7,000円の増となっています。

このように医療費は増える一方で、45年度に1人当たり医療費が16,758円であったのが、50年度には54,246円と3.2倍に、51年度は65,962円の見込みで3.9倍、52年度は4.4倍の73,639円を見込んでおります。

### <医療費の負担割合>

医療費は、100のうち国が40、保険税が30、一部負担が30という割合でまかなわれています。仮に医療費を1万円としますと保険税が3,000円、1万5千円ですと4,500円というふうになり、1人当たりの医療費の増減に伴い保険税も増減するという事をご理解いただきたいと思います。